

# MIO PRESS

OSAKA / KYOTO / KOBE

vol.20

2022.10

特集  
Special Feature

## 創立20周年の ご挨拶

代表社員弁護士  
伊藤 勝彦

- 法律コラム 知らないと怖い法律の話
- 連載 知つ得! 交通事故
- リレー式コラム 事務局通信

- 刑事案件入門 刑事裁判
- 支店便り 道路交通法の改正について
- リガサボ! タワマン節税に関する最高裁判決について

弁護士法人みお総合法律事務所／お問い合わせ・ご相談は「通話料無料」 ☎ 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律



抽選で30名様に  
読者プレゼント  
実施中!!

詳しくは裏表紙をご覧ください

## 【創立20周年 特別付録】第3弾のお届けはこれ! 「エンディングノートⅡ」

何かあったときに伝えたい大事なことを、思い立ったときに書き込める、「みお」のオリジナルです。ご好評頂きましたIや次号でお届け予定のIIIと合わせて「専用ホルダー」に収納してご活用ください。

※【創立20周年特別付録】第1弾「専用ホルダー」、第2弾「エンディングノートI」をご希望の方は、「みお」にお問い合わせください。



創立  
20周年  
特別付録  
第3弾



大阪・京都・神戸  
弁護士法人みお総合法律事務所

代表弁護士: 大阪弁護士会所属/澤田 有紀 伊藤 勝彦

〈業務分野〉交通事故/遺産相続/離婚問題/債務整理/顧問契約・会社法務/その他

お問い合わせ・ご相談は  
0120-7867-30

通話料無料

受付時間(月～土)/9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]

みお 法律

大阪事務所

OSAKA

〒530-8501  
大阪市北区梅田3丁目1番3号  
ノースゲートビル オフィスタワー14階  
TEL: 06-6348-3055 FAX: 06-6348-3056  
執務時間: 月～金曜日/ 9:00～20:00  
土曜日/ 10:00～18:00  
受付時間: 月～土曜日/ 9:00～17:30

京都駅前事務所

KYOTO

〒600-8216  
京都市下京区烏丸通七条下ル東塙小路町  
735-1 京阪京都ビル4階  
TEL: 075-353-9901 FAX: 075-353-9911  
執務時間: 月～土曜日/ 9:30～18:00

神戸支店

KOBE

〒651-0086  
神戸市中央区磯上通8丁目3番10号  
井門三宮ビル10階  
TEL: 078-242-3041 FAX: 078-242-3042  
執務時間: 月～土曜日/ 9:30～18:00

## 読者アンケートプレゼント実施中!



「読者アンケートプレゼント」は、  
スマートフォンからも応募できます!

ご応募は  
こちらから



キリトリ線  
アンケートの回答にご協力をお願いいたします

アンケートにご協力いただいた  
方の中から、抽選で30名様に澤  
田有紀弁護士が執筆した書籍  
(1冊)をプレゼントいたします。

### ● プレゼント応募締切

2022年12月31日(土)

※当日消印有効

\*プレゼントは選ぶことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。  
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる  
場合があります。予めご了承ください。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- [集客] 創立20周年のご挨拶(代表社員弁護士 伊藤 勝彦)
- 知らないと怖い法律の話
- 知つ得! 交通事故
- 刑事事件入門
- 事務局通信
- 支店便り
- リガサボ!

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故
- 相続問題
- 離婚(男女)問題
- 借金問題
- 労働問題
- 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)
- 企業法務
- その他( )

Q.3 法律問題でお困りの事・日頃経験間に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

MIO PRESS 2022.10 vol.20

その頃の私は、所属していた法律事務所から独立・開業し、何でも吸収して成長の糧にしようと、がむしゃらに活動していた時期でした。異業種交流会や青年会議所活動にも積極的に参加し、法人からの御相談を多数

みお総合法律事務所は、令和4年9月20日をもちまして、開設20周年を迎えました。20年という節目の年を迎えることができましたのは、ひとえに皆さまの温かいご支援のおかげと深く感謝しております。

私は、「みお」を開設された故・葛原弁護士と現・代表社員弁護士の澤田弁護士のお誘いを受け、開設の約半年後に、パートナーとして合流させていたただきました。「困っている人のお役に立ちたい」という開設理念が、「弱い立場の人の方になる」という、私の弁護士としての信念と一致したからです。

私は、「みお」を開設された故・葛原弁護士と現・代表社員弁護士の澤田弁護士のお誘いを受け、開設の約半年後に、パートナーとして合流させていたただきました。「困っている人のお役に立ちたい」という開設理念が、「弱い立場の人の方になる」という、私の弁護士としての信念と一致したからです。



## 創立20周年のご挨拶

みお総合法律事務所  
代表社員弁護士  
**伊藤 勝彦**



相談も結構あり、とりわけ借金問題のお悩みが多かったと記憶しています。ほとんどの方が、実は借金問題の多くが法律で解決できることをご存じなく、借りたものは返さなくてはと、ご家族も巻き込んで苦しい返済を続けておられたのです。法律の力を借りて無事決着がつき、ご依頼者と一緒に喜び合ったとき、弁護士という職業のやりがいをあらためて実感しました。

弁護士活動を始めて20年ほど経つところ、これまでの弁護士活動で培った経験を活かして地域社会に貢献したいと考えるようになりました。そこで、豊能・北摂地域を活動拠点として、成年後見制度の利用支援と法人後見受任などをを行う一般社団法人「とよの権利擁護センター」とを設立し、理事に就任しました。2021年（令和3年）4月から業務を開始し、高齢者や障がいをお持ちの方を含めた誰もが安心して暮らせる地域社会の構築を目指して活動しています。

命じたものです。詳しい内容は省略させていただきますが、市独自のルール違反と認め、過大徴収分の返還を体を違法と判断したのは画期的であり、長年このルールで計算してきた影響は大きく、後に続く方が多く出る

ことになりました。新聞報道でも、「自治体による課税ミスは各地であるがルール違反と認めた例は珍しい」と評価されました。

ことになりました。新規事業でも、いう新たな脅威に直面しています。武力による一方的な現状変更は断じて許されるものではなく、苦難を強いられているウクライナの人々のためにも、一日も早いロシア軍の撤退による終戦を切望するものです。

阪市の固定資産税の過大徴収を

これからも常に初心を忘れることなく、日々研鑽を重ね、ご依頼いただく案件に注力してまいりたいと存じますので、皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

# 実

家の空き家問題で悩ま  
れている方も多いと思  
います。

私の実家も、親が住め  
なくなつてから数年間空き家になつてお  
りました。空き家の中の動産の整理を  
するのがおづくで、数年放置していま  
したが、庭には草が生い茂り、家も傷ん  
でて管理できなくなり、ようやく業  
者に頼んで動産を処分し、不動産業者  
を通じて売りに出していました。それで  
も何年も売れず、困っていましたが、よ  
うやく買い手がついてほつとしました。

今や7軒に1軒が空き家時代と言わ  
れています。空き家法（「空家等対策の  
推進に関する特別措置法」）が制定され、  
今は持つているだけでリスクを負いま  
す。誰も住まない実家はまさに「負動  
産」となつてしまします。

空き家が放置されると、倒壊や崩壊、  
ごみの不法投棄、放火などによる火災  
発生など様々な悪影響が生じます。  
あなたの実家も空き家になつてしま  
ませんか。将来相続する実家が空き家  
になる可能性はありませんか。空き家の  
デメリットと空き家を放置しないた  
めの解決策を紹介します。

## 知らないと怖い法律の話 ～空き家問題～



代表弁護士  
澤田 有紀  
Aki Sawada

**①損害賠償責任を問われる可能性**  
家屋は、適切な管理がされないと劣  
化が早く進みます。放置された空き家  
は、「外壁材や屋根材の落下」「家屋の倒  
壊」など、保安上危険な状態となるほ  
か、「ごみの不法投棄」「悪臭」「ねずみや  
動物が棲みつく」「草が茂り虫が発生  
する」などの発生など、著しく衛生上有害とな  
るおそれがある状態



野良猫、害虫などの繁殖「雑草の繁茂」  
など、衛生面や景観の悪化などをもた  
らし、地域住民の生活環境に深刻な影  
響を及ぼします。また「外壁材や屋根  
材の落下」「火災」などによって、通行人  
や近隣の家屋に損害を与えてしまって、  
損害賠償責任を問われる可能性もあ  
ります。

**②特定空き家等に認定される可能性**  
空き家法では次の状態が一つでもあ  
れば、自治体から「特定空き家等」  
と認められます。



「特定空き家等」に認定されると、自  
治体は所有者に適切に管理をするよう  
が見られない場合は、勧告や命令を行  
います。所有者が命令に従わなければ、  
助言や指導を行います。それでも改善  
が見られない場合は、行政代執行を行  
います。

**③適切な管理がされていないことで著  
しく景観を損なつている状態**  
動物のふん尿などの影響によって、周  
辺の生活環境を乱している状態

### 空き家のデメリット

最大50万円以下の過料に処される場合  
があります（空き家法第14条、第16条）。

**③税金の負担が増えます**

土地や家屋を所有していると、固定  
資産税や都市計画税などの税金がかかる  
ります。

「住宅用地」には、特例措置が適用さ  
れるため、例えば固定資産税の課税標  
準額は、面積200m<sup>2</sup>以下の部分までの  
住宅用地（小規模住宅用地）は6分の1、  
小規模住宅用地以外の住宅用地は3分  
の1に軽減されます。しかし、特定空家  
等に認定されると特例措置は適用され  
ません。

空き家を発生させたり放置したりし  
ないためには、空き家を「売る」「貸す」  
「使う」「解体する」などの方針を決め、  
方針に合ったサービスなどを活用して実  
行に移すことが必要です。

### ①関係者で話し合う

空き家の発生原因の半分以上が相続  
です。住まなくなつた後の家をどうして  
もらいたいのか、親が考えや思いを伝え  
ないまま子どもが実家を相続すると、  
方針がなかなか決まりらず、遺産分割や  
相続登記、家財の片づけや遺品の整理

### ③空き家バンクに登録する

空き家を「売りたい・貸したい」と考  
えているなら、不動産業者に相談する  
だけなく、「空き家バンクに登録してお  
けば、空き家を「買いたい・借りたい」  
人が登録された物件の中から自分に  
合ったものを検索できるので、申込みを

### 売却の場合は 税金の特例措置も

「空き家をリフォームする」  
「空き家を解体する」  
の紹介などを行っている自治体もあり  
ます。

### 相続放棄はよく考えてから

「負動産」を相続したくないので、相  
続放棄をしたいという声もときどき聞  
きます。単に「負動産」を相続したくな  
いだけで、相続人全員が相続放棄して  
まつたら、その空き家はどうなつてしま  
うのでしょうか。相続放棄したからその  
後は、知らぬ存ぜぬではあまりにも無責  
任ではないかと思ってしまいます。

本コラム担当の羽賀です。今回は、加害者が自転車の交通事故（自転車事故）について解説をします。

## 一はじめに

交通事故に遭って怪我をした場合、加害者の自賠責保険や任意保険、治療費や慰謝料の請求が可能です。それでは、加害者が自転車の場合はどのようになるでしょうか。

身の回りで関わる、知って得する法律の話。



弁護士  
羽賀 倫樹  
Tomoki Haga

この点について、自転車には自賠責保険はなく、また、かつては自転車に任意保険（賠償責任保険）が付いていたため、自転車事故の被害者は、治療のため、自転車事故の請求や、弁護士への示談交渉の依頼が可能となるケースは多くありませんでした。そのため、自転車事故の治療費・慰謝料の請求や、弁護士に交渉を依頼することができず、泣き寝入りになるケースが多くありました。ただ、現在は自転車保険が義務化される地域が多く、実際に自転車保険が付いていることが多いため、自転車事故でも、治療費・慰謝料の請求や、弁護士への示談交渉の依頼が可能となるケースが増えています。

## 一 自転車保険の義務化状況

近年、自転車保険が普及するよう

### ■自転車保険の義務化状況(2022年時点)

大阪府	2016年 7月1日から義務化
京都府	2018年 4月1日から義務化
兵庫県	2015年10月1日から義務化
滋賀県	2016年10月1日から義務化
奈良県	2020年 4月1日から義務化
和歌山県	2019年 4月1日から努力義務

近畿2府4県では、和歌山県が努力義務となっている以外は、全て自転車保険が義務化されています。義務化または努力義務となつたからといって、全ての自転車に自転車保険が付くわけではありませんが、自転車保険の加入率は60%を超えているとの調査もあります。各地の義務化状況や、自転車保険加入率に関する調査内容からすると、自転車が加害者となる事故でも、被害者救済を図りやすい事案は増えていると言えます。

ただ、自転車保険が付いているとしても、内容が十分なものであるかは問題となります。

次回は、自転車保険の種類や保険加入の際に気を付けるべき点などについて見ていただきたいと思います。



近畿2府4県では、和歌山県が努力義務となっている以外は、全て自転車保険が義務化されています。義務化または努力義務となつたからといって、全ての自転車に自転車保険が付くわけではありませんが、自転車保険の加入率は60%を超えているとの調査もあります。各地の義務化状況や、自転車保険加入率に関する調査内容からすると、自転車が加害者となる事故でも、被害者救済を図りやすい事案は増えていると言えます。

ただ、自転車保険が付いているとしても、内容が十分なものであるかは問題となります。

## リレー式コラム 事務局通信

「こないだは、大阪事務所事務局です。」

「こないだは、最近ユーチューブやツイッ

ターなどで、最強美肌を作れると話題になつていて、薬膳ペーストをご紹介

したいと思います。なんでもこのペー

ストを食べると肌が潤い、髪には艶を

与える効果が期待できるそうです。

材料は『黒ゴマ、クルミ、松の実』の

3つのみ。作り方も簡単で、黒ゴマ

(単位は、グラム)でも体積でも大差は

ないよう)でミルサーに入れて

粉碎・混ぜ合わせるだけです。

そんなに簡単で、美容効果がある

とあれば、アラフォー世代としては、

試さない手はありません。このペー

ストの紹介動画を観たその日に早速

作つてみると、ありました。

黒ゴマは過去にも効能を耳にしたときに大量に購入していたので、自宅にありました。あとは、生クルミと

正直、見た目は良くないですが、ク

ルミの風味が美味しいですよ。ベース

は、ミルサーがベストですが、ない場

合はすり鉢でもOKです。

不向きだったので、長年愛用して

していました。恐らく野菜などを液

体を混ぜるためのミキサーだったの

で、粘度の高いペーストを作るには

不向きだったので、長年愛用して

いました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに

なりました。固形物を粉碎するに



ABCラジオ 毎週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれみーお!」  
<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 每週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁!澤田有紀のやさしい法律力フェ」  
<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

私がペーストを食べ始めてから、この記事を書いている現在で約2週間経つので、ちまたで言われている「速攻うる肌」とまではいきませんが、美肌、美髪に関心のある方は、ぜひ試してみてくださいね。

ABCラジオ 每週土曜日 朝6:45~7:00 放送中!

「おーそれみーお!」  
<https://www.abc1008.com/ohmio/index.html>

KBS京都ラジオ 每週土曜日 朝7:00~7:15 放送中!

「主婦弁!澤田有紀のやさしい法律力フェ」  
<https://www.kbs-kyoto.co.jp/radio/mio/>

私がペーストを食べ始めてから、この記事を書いている現在で約2週間経つので、ちまたで言われている「速攻うる肌」とまではいきませんが、美肌、美髪に関心のある方は、ぜひ試してみてくださいね。





## 「法律セミナー」のご案内

セミナーに関してご興味のある方は、どなたでもご参加いただけます。事前予約制となります。その他、個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●おひとり様セミナー
無料

成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
10月11日(火)	大阪	11:00
31日(月)	神戸	11:00
11月14日(月)	大阪	11:00
28日(月)	神戸	11:00
12月12日(月)	神戸	11:00
19日(月)	大阪	11:00

  

●任意後見セミナー
無料

任意後見の仕組みや活用方法を弁護士がお話しします。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日程	場所	時間
10月5日(水)	神戸	11:00
21日(金)	大阪	11:00
24日(月)	京都	11:00
11月2日(水)	大阪	11:00
16日(水)	神戸	11:00
28日(月)	京都	11:00
12月8日(木)	大阪	11:00
12日(月)	京都	11:00
14日(水)	神戸	11:00

  

●遺言書作成セミナー
無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日程	場所	時間
10月3日(月)	大阪	11:00
19日(水)	神戸	11:00
11月7日(月)	大阪	11:00
30日(水)	神戸	11:00
12月5日(月)	大阪	11:00
21日(水)	神戸	11:00

  

●離婚セミナー(女性・男性)
ワンコイン(500円)

離婚を考えている方や離婚協議の方へ、離婚問題についての戦略的な方法を解説します。

日程	場所	時間
<span style="border: 1px solid #d9e1f2; padding: 2px 5px; border-radius: 10px; font-weight: bold;">離婚セミナー(女性)</span>	<span style="color: red;">大阪</span> 10月20日(木) 27日(木) 11月17日(木) 24日(木) 12月8日(木) 15日(木)	<span style="color: red;">大阪</span> 13:00 13:30 13:00 13:30 13:30 13:00
<span style="border: 1px solid #d9e1f2; padding: 2px 5px; border-radius: 10px; font-weight: bold;">離婚セミナー(男性)</span>	<span style="color: red;">神戸</span> 10月5日(水) 14日(金) 11月16日(水) 18日(金) 12月14日(水) 15日(金)	<span style="color: red;">神戸</span> 18:00 18:00 18:00 18:00 18:00 18:00

※上記セミナーに関する最新情報は、ホームページ(<https://www.miowlaw.jp>)でご確認ください。※参加者多数の場合は、人数制限をさせていただく場合があります。

各種セミナーのご予約・お問い合わせは  
 受付時間(月～土)／9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料]  
 通話料無料

0120-7867-30

みお綜合法律事務所からの**重要なお知らせ**

## 「新型コロナウイルス感染予防」の取組みについて

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、当面は感染防止対策が欠かせない状況にあります。みお綜合法律事務所は、皆さまに安心してご来所・ご相談いただくために、日本弁護士連合会が策定した「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を参考にしながら、徹底した予防対策を実施しております。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考:日本弁護士連合会「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」  
([https://www.nichiburenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2\\_5.pdf](https://www.nichiburenren.or.jp/library/pdf/news/2020/topic2_5.pdf))

### オンライン相談を実施

対面でのご相談時や、ご来所のための移動時の感染に不安をお感じの方は、オンラインによる相談をご利用ください(ご相談内容によります)。

#### 〈主な対象分野〉

- ・離婚問題
- ・企業法務 (Web Lawyers)
- ・遺言・遺産相続
- ・アスベスト被害
- ・交通事故

### LINEでの受け付け

LINEでのご相談受付・事前確認も選択いただけます。ご予約時にお申し出ください。B型肝炎給付金請求とアスベスト国家賠償請求についてはLINEメッセージで支給対象かどうかの相談対応等もしております。

#### 〈主な対象分野〉

- ・B型肝炎給付金請求
- ・離婚問題
- ・アスベスト国家賠償請求

### 相談ブースの換気と除菌の徹底

ご相談時は、プライバシーに配慮しながら扉を開放し、密閉空間にならないように注意しています。また、ブースを使用するたびごとに、アルコールでテーブル、椅子、ドアノブ、文具などを除菌します。

### 相談ブース入口のアルコール設置

入室時の手指の消毒を徹底しています。

### マスク着用の徹底

全社員にマスクを配布し着用を徹底しています。

### 時差出勤・在宅勤務

密閉・密集・密接の3密を避ける勤務体制をとっています。

### 毎日の体温計測

全社員に、出勤前の検温と、発熱や体調不良時の出勤自粛を指示しています。

### パーテーションの設置

受付や事務室、相談対応時の個室には透明のパーテーションを設置して、飛沫を防いでいます。

### 接触確認アプリ「COCOA」の推奨

全社員の携帯電話(スマートフォン)に、厚生労働省が推奨する、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の導入を推奨しています。

### ご相談者・関係者各位にお願い

#### 1. マスク着用とアルコール消毒液の使用について

ご来所の際はマスクの着用をお願いします。弁護士を始め全スタッフがマスク着用で対応させていただきますことをご了承ください。相談ブースに入室いただく際はアルコールでの手指消毒をお願いしています。アルコールアレルギーの方は手洗いをお願いしています。

#### 2. 発熱などの症状がある方へ

ご来所の前に、ご自宅での検温をお願いします。37.5度以上の発熱や体調異常などの自覚症状がある場合は、ご来所前にご連絡ください。

#### 3. 新型コロナ感染症拡大の影響で事業に影響が出ている方へ

資金繰りや事業再建、会社破産のサポートなどをいたします。手遅れにならないうちにご相談ください。

13

12

022年4月19日に、相続税申告におけるいわゆるタワマン節税を認めないとする最高裁の判決が下されました。

## 相続税における不動産の評価方法

相続により取得した不動産の価額は相続時の時価とされ(相続税法第22条)、具体的には、財産評価基本通達において、土地については路線価方式等の建物については固定資産税評価額により評価すると定められています。

## 財産評価基本通達

### 第1章総則第6項(総則6項)

一方で、総則6項は、この通達の定めによつて評価することが「著しく不適当」と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する、と定めています。

## 今回の事例

今回の裁判事例は、銀行借入によつて13億8,700万円で購入した2件のマンションを、財産評価基本通達によつて評価する、と定めています。

リーガルサポート  
インフォメーション リガサポ!

# タワマン節税に関する最高裁判決について

税理士法人エヴィス  
税理士  
西向 隆夫  
Takao Nishimukai



り評価額3億3,370万円で相続税の申告を行つたところ、これが総則6項にいう「著しく不適當」に当たるとして、国税当局が採用した不動産鑑定価額12億7,300万円の評価額が認められたものです。

本件で総則6項の適用が認められたのは、

- ①通達評価額と鑑定評価額との乖離が著しいものであつたこと
- ②マンション購入・銀行借入がなければ相続税の課税価格は6億円を超えるものであったにもかかわらず、相続税が0円となり、相続税の負担が著しく軽減されたこと

③借入先の金融機関の稟議書等の記載から租税負担の軽減の意図が明らかであったとの判断が下されたからです。

## まとめ

これまで、通達評価額と実勢価額と差額が4倍以上あり、相続開始前3年以内に購入し、相続開始後1年以内に売却されているような、いわゆる4・3・1の法則におおよそ合致する不動

産には、総則6項が適用される可能性があるといわれてきましたが、今回の最高裁判決では、租税回避の意図に基づいて租税負担の著しい軽減がなされたという行為についての事実認定が重視されるべきであることが示されました。金融機関等では、今回の判決を受け、稟議書に節税内容を記載しない、提案書等の資料を相手に渡さないなどの対応がとられているようです。経済合理性を欠く露骨な節税には注意が必要です。

### ●顧問税理士の紹介

税理士西向隆夫先生をご紹介させていただきます。西向先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題についてアドバイスをいただくなど、必要に応じて事件処理をサポートしてくださっています。依頼者様に質の高い法律サービスを提供するために、今後も西向先生をはじめとする各種専門家と連携を取つてまいりますので、お困りのことがございましたら是非ご相談ください。

#### 次号予告

社会保険労務士松山が担当します。

**もうひとつあります!**

**特別付録 エンディングノート仕分けシールの使い方**

エンディングノートのご記入に合わせて、書類等の整理・保管にご利用いただけます。

**空き箱を活用して!** かさばる書類やCD、USBメモリーなどもまとめて保管。

**封筒に!** とりあえずの封筒収納でも、中身が一目で分かります。

**クリアファイルにも!** 次号お届けのエンディングノートⅢのご記入に備えて、書類等の整理・保管をご活用ください。

**放り込み収納にも!** カテゴリごとにファイルボックスに入れて行方不明解消。

**編集後記**

9月20日をもって当事務所は創立20周年を迎えました。春号からお送りしている20周年記念企画「エンディングノート」ですが、今号は「エンディングノートII」に加えて「仕分けシール」をお届けいたしました。

分類方法やデザインにもこだわって制作したオリジナルシールになりますので、ぜひご活用くださいませ。今後ともみお総合法律事務所をどうぞよろしくお願ひ致します。

弁護士 田村由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

連絡先	（ ）
住所	〒 一
お名前	フリガナ

http://www.mio-press.jp



読者プレゼント&  
アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項を  
ご記入の上、アンケートにご  
協力いただいた方の中から、  
**抽選で30名様に澤田有紀弁  
護士が執筆した書籍(1冊)を  
プレゼント**いたします。ふるつ  
てご応募ください!!

●プレゼント応募締切/  
2022年12月31日(土)  
※当日消印有効

※プレゼントは選ぶことができません。  
※アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。  
※応募者多数の場合、過去に当選された方は抽選対象から外れる場合があります。予めご了承ください。